

小矢部市6次産業化等支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、小矢部市補助金等交付規則（昭和43年小矢部市規則第5号。以下「規則」という。）第21条により、小矢部市6次産業化等支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「農産物等」とは、市内で生産される農林畜水産物及びその加工品をいう。

2 この要綱において「農業者等」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 市内に住所を有する農業者、林業者、畜産業者及び漁業者
- (2) 前号に掲げる者が主たる構成員で、これらの者を中心として活動している団体
- (3) いなば農業協同組合
- (4) 市内に住所を有する教育機関
- (5) 第1号に掲げる者と連携した市内に住所を有する民間企業

(補助金の交付)

第3条 市長は、市内の農林水産業及び地域経済の活性化を図るため、農業者等が行う市内で生産された農産物等の販路開拓など6次産業化の取組に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

(補助対象事業者)

第4条 補助金の交付の対象となる事業者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 農業者等
- (2) 市の農林水産業振興に資する事業を行う者で、特に市長が認める者

2 前項の規定にかかわらず、市税等に滞納がある者は補助の対象事業者としないものとする。

(補助対象事業等)

第5条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）、対象経費、補助率及び限度額は、別表に定めるとおりとする。

2 補助金の交付は、同一の事業者につき同一年度内1回限りとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、補助事業に着手する14日前までに、小

矢部市6次産業化等支援事業補助金交付申請書（様式第1号）を提出しなければならない。

（補助金の交付決定）

第7条 市長は、前条の補助金の交付の申請があったときは、当該申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付の決定を行い通知するものとする。

（交付条件）

第8条 規則第5条の規定により、補助金の交付に付する条件は、次のとおりとする。

- （1）補助事業の内容及びそれに要する経費を変更（第11条に規定する軽微な変更を除く。）しようとする場合においては、市長の承認を受けること。
- （2）補助事業を中止・廃止する場合においては、市長の承認を受けること。
- （3）補助事業が予定の期間内に完了しない場合においては、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。

（変更の承認等）

第9条 第7条の規定により補助金の交付決定を受けたもの（以下、「補助事業者」という。）が前条第1号又は第2号の承認を受けようとするときは、あらかじめ小矢部市6次産業化等支援事業補助金変更承認申請書（様式第2号）又は小矢部市6次産業化等支援事業補助金中止・廃止承認申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

（交付決定の変更）

第10条 市長は、前条の申請があったときは、当該申請書の内容を審査し、変更又は中止・廃止を承認すべきものと認めたときは、その旨を補助事業者に通知するものとする。

（軽微な変更の範囲）

第11条 第8条第1号の軽微な変更とは、申請書に記載の事業内容に変更が生じず、かつ、補助事業に要する対象経費の減少が2割を超えない変更とする。

（実績報告）

第12条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに小矢部市6次産業化等支援事業補助金実績報告書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第13条 市長は、前条の報告書の提出があったときは、その内容を審査し、交付すべ

き補助金の額を確定し、通知するものとする。

(補助金の交付)

第14条 市長は、前条の規定による補助金の額の確定通知後に補助金を交付するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、補助事業者は補助金の一部を概算払いとして請求することができる。この場合において、当該補助事業者が請求できる額は、第7条の規定により交付決定を受けた額の5割以内（1,000円未満の端数は、これを切り捨てる。）とし、小矢部市6次産業化等支援事業補助金概算払請求書（様式第5号）により市長に請求するものとする。

(補助金の交付決定の取消)

第15条 市長は、補助金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を申請目的以外に使用したとき。
- (3) この要綱の規定に違反したとき。

(雑則)

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

(失効)

- 2 この告示は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第5条関係）

事業種目	補助対象事業	対象経費	補助率	限度額
1 新商品開発支援事業	市内で生産された農産物等を活用した新商品を開発する取組	検査費、機器設備購入・レンタル・リース費、試作品製造（委託）費、専門家謝金、会議費、パッケージデザイン費、テストマーケティング費（委託費、会場使用料、交通費、輸送費）など	要綱第2条第2項第1号及び第2号のもの 3/4	50万円（ハトムギ・エゴマの場合は、70万円）
			要綱第2条第2項第3号から第5号までのもの 1/2	
2 販売力強化支援事業	市内で生産された農産物等の販売力を強化するための新たなパッケージデザインの作成、自社ホームページの立ち上げ・改修、チラシ・パンフレット作成、商標取得など	デザイン料（デザイナー謝金、委託費など）、ホームページ作成委託費、チラシ・パンフレットデザイン費・印刷費、商標等出願・登録費、商標登録専門家委託費など	要綱第2条第2項第1号及び第2号のもの 3/4	30万円（ハトムギ・エゴマの場合は、40万円）
			要綱第2条第2項第3号から第5号までのもの 1/2	
3 販路拡大支援事業	市内で生産された農産物等の販路拡大を	交通費、宿泊費、車両借り上げ料（レンタカーのみ）、出展料、イ	要綱第2条第2項第1号及び第2	30万円（ハトムギ・エゴマの場合

	図るための商談会への参加や物産展などのイベントへの出展、R P イベントの開催（同一の商談会等に2年以上連続して出展する場合、2年目以降は対象としない。）	ベント用物品賃借料、運送費、パネル等作成費、出展装飾・設営費、広告宣伝費、通訳謝金など	号のもの 3 / 4	は、40万円)
			要綱第2条 第2項第3号から第5号までのもの 1 / 2	

備考

- 1 他の公的支援を受けている場合は、その対象額を除いた経費に対して補助する。
- 2 補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

(様式第 1 号)

年 月 日

(宛先) 小矢部市長

(事業実施主体名)

住 所

氏 名

(自署又は記名押印)

小矢部市 6 次産業化等支援事業補助金交付申請書

年度において下記のとおり小矢部市 6 次産業化等支援事業を実施したいので、小矢部市 6 次産業化等支援事業補助金交付要綱第 6 条の規定により申請します。また、補助金の交付申請に当たり、市税等の納付状況について税務関係課から報告を求めることに同意します。

記

- 1 事業種目：
- 2 補助金額： 円
- 3 着手予定年月日：
- 4 完了予定年月日：
- 5 添付資料：事業計画書（別記様式第 1 号）

(別記様式第1号)

事業（変更）計画書

1 事業実施主体の概要

○事業実施主体名等

事業実施主体名		代表者名	
住所	(〒 -)		
電話番号			

○連携した民間企業等

企業名		代表者名	
住所	(〒 -)		

※法人の場合は、定款を添付すること。

※団体（任意団体）の場合は、組織の規約、構成員名簿(氏名・住所)を添付すること。

連携した民間企業の場合も同様とする。

2 事業の目的（事業に取り組む背景、理由、目的等について記載）

--

3 事業実施により期待できる効果

--

※記載しきれない場合は、別紙に記載すること。

4 事業の内容

(1) 事業の具体的な内容

事業内容	事業費（円）
合計	

※別途、見積書、カタログ等を添付すること。

5 収支予算

(1) 収入の部

区分	本年度予算額	備考
計		

(2) 支出の部

区分	本年度予算額	備考
計		

6 添付資料

事業の内容に関する説明資料(※必要に応じて)

(様式第 2 号)

年 月 日

(宛先) 小矢部市長

(事業実施主体名)

住 所

氏 名

小矢部市 6 次産業化等支援事業補助金変更交付申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった小矢部市 6 次産業化等支援事業補助金について、小矢部市 6 次産業化等支援事業補助金交付要綱第 9 条の規定により、下記のとおり補助金の変更交付を申請します。

記

- | | | |
|---|---------|---|
| 1 | 既交付決定額 | 円 |
| 2 | 今回交付申請額 | 円 |
| 3 | 増 減 | 円 |
| 4 | 変更理由 | |

(添付書類)

- (1) 事業変更計画書(別記様式第 1 号)
- (2) その他必要と認めるもの

(様式第 3 号)

年 月 日

(宛先) 小矢部市長

(事業実施主体名)

住 所

氏 名

小矢部市 6 次産業化等支援事業補助金中止・廃止承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった小矢部市 6 次産業化等支援事業補助金について、小矢部市 6 次産業化等支援事業補助金交付要綱第 9 条の規定により、下記のとおり取下げます。

記

- 1 交付決定額 円
- 2 中止・廃止の理由

(様式第4号)

年 月 日

(宛先) 小矢部市長

(事業実施主体名)

住 所

氏 名

小矢部市6次産業化等支援事業補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった小矢部市6次産業化等支援事業補助金について、下記のとおり実施したので、小矢部市6次産業化等支援事業補助金交付要綱第12条の規定により、その実績を報告します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

事業内容	事業費 (円)	備考
合 計		

3 事業完了年月日 令和 年 月 日

4 収支決算

(1) 収入の部

(単位：円)

区分	本年度決算額	本年度予算額	比較		備考
			増	減	
合 計					

(2) 支出の部

(単位：円)

区分	本年度決算額	本年度予算額	比較		備考
			増	減	
合 計					

《振込先口座》

金融機関等の名称		銀行・金庫 農協		支店 支所
預金種目	普通・当座	口座番号		
(フリガナ) 口座名義				

5 添付書類

- (1) 契約書、納品書、請求書、事業の支払いのわかる書類（振込書写、領収書等）
- (2) 成果物の写真等
- (3) その他必要な書類

(様式第 5 号)

年 月 日

(宛先) 小矢部市長

(事業実施主体名)

住 所

氏 名

小矢部市 6 次産業化等支援事業補助金概算払請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった小矢部市 6 次産業化等支援事業補助金について、小矢部市 6 次産業化等支援事業補助金交付要綱第 14 条第 2 項の規定により、下記のとおり金 円を概算払によって交付されたく請求します。

記

補助金交付決定額 金 円

既 交 付 額 金 円

今 回 請 求 額 金 円

請 求 残 額 金 円

振込先

金融機関名	
支 店 名	
口座種別	普通 ・ 当座
口座番号	
フリガナ 口座名義人	